

野田市手数料条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第39号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6中36の項を37の項とし、24の項から35の項までを1ずつ繰り下げ、同表の6の23の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改め、同項を同表の6の24の項とし、同表の6中12の項から22の項までを1ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定を受けた道の廃止の申請に対する審査	25,000円
---	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。